

No. 45

2005年9月発行

淀川水系 流域委員会 委員会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

CONTENTS

- 第45回委員会の内容……………P. 1
- 第45回委員会の説明資料より抜粋……………P. 3
- 配付資料リスト……………P. 7
- 委員会 委員リスト……………P. 8
- これまで開催された会議等について……………P. 9
- 配付資料及び意見書の閲覧・入手方法・ご意見受付……………P. 10

平成17年8月24日(水)、第45回委員会が行われました。



【カラスマプラザ21にて】

第45回委員会の内容

河川管理者より、川上ダムと丹生ダムについて、追加的な説明がなされた後、委員との意見交換が行われました。

第45回委員会結果報告

庶務作成

開催日時：2005年8月24日（水）16：00～19：15
場 所：カラスマプラザ21 8階 大・中ホール
参加者数：委員21名、河川管理者12名、一般傍聴者214名

1. 決定事項

- ・淀川水系5ダムについての方針および調査検討結果に対する委員会の意見を取りまとめるワーキンググループを設置することが承認された。

2. 報告の概要

①「住民と委員との意見交換会」の実施報告

各地域別部会長より、報告資料2「住民と委員との意見交換会の実施報告」を用いて、住民と委員との意見交換会の概要について報告がなされた。

3. 審議の概要

①5ダムの方針および調査検討内容に関する意見交換

河川管理者より、川上ダムと丹生ダムについて、追加的な説明がなされた（審議資料1-7-7「川上ダムの三重県利水について」、審議資料1-7-8「川上ダムについて（補足説明）」、机上資料「川上ダム建設に伴う自然環境への影響について（資料編）」、審議資料1-4-5「琵琶湖水位操作についての意見書 中間とりまとめ（2005年1月22日）に関する検討」、審議資料1-4-6「今回の方針における丹生ダムの運用イメージ（補足説明）」）。その後、委員との意見交換がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

○川上ダムについて

- ・大阪市の水利権は30m³/s程度ある。大阪市から京都府に、京都府から三重県に転用できないのか。
←現在は供給と取水がバランスしている。転用すればこのバランスが崩れることになる（河川管理者）。
- ・川上ダムの自然環境について、調査検討結果と各種委員会のコメントが示されている。結果だけではなく、各種委員会の議事録や公式な答申等があると思う。見せて頂きたい。
←各種委員会から答申はもらっていない。各種委員会には、河川管理者が作成した資料の内容について確認をとらせてもらい、コメントを頂いた。必要であれば、コメントの背景等を説明させて頂きたい（河川管理者）。
←各種委員会は希少生物保護の観点からマスコミ公開のみで開催した。委員会の結果はHPで公開している。議事録は録っているが、公開するためには各種委員会と相談しなければならない（河川管理者）。
- ・川上ダムができた後でも、オオサンショウウオの個体群の繁殖活動が維持されるのか。移動しても安定的に増殖できるか。絶滅しないでやっていけるのか。100年後の増殖率等のシミュレーション結果を示さないといけない。現在の調査結果だけでは不十分だ。

○丹生ダムについて

- ・異常渇水対策として琵琶湖でプラス7cm確保する計画は、丹生ダムが前提になっているが、丹生ダムをつくらない場合はどうなるのか。2cm分が丹生ダムであれば、5cm分は瀬田川改修だけで可能なのか。
←渇水対策容量はより多く確保したいと考えている。また、通常時の水位もより高め（±0cm程度）で運用したい。琵琶湖に流入する量を減らすための丹生ダム、および、琵琶湖から流出する量を増やすための瀬田川改修によって、どこまでできるかを検討した結果、7cmになった

（河川管理者）。

←丹生ダムなしでも5cm分は可能ということか。

←流入量を減らす対策と流出量を増やす対策は別の手法なので、机上ではその通りだ。7cmでも十分だとは思っていないが、限界があるので可能な範囲内でやってきたいと考えている（河川管理者）。

②その他

主に「委員会見解」への少数意見について意見交換がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・委員会見解への少数意見を提出したが、意見交換会や本日の委員会に配布されていない。委員会見解とは違う意見を持つ委員がいることを住民にも知ってもらいたかった。早い機会に出して頂きたい。
←提出された意見の確認作業等で時間がかかっているため、9月24日の委員会で正式に配布することになった。提出が遅れて申し訳ないが、ご了承頂きたい（委員長）。
- ・運営会議での検討内容について、委員会の場で報告して頂きたい。
- ・河川管理者が「5ダムの方針」に対する住民の質問に答えたり、説明をしたりする場がなかった。河川管理者は、住民と連携してやっていってほしい。

3. 一般傍聴者からの意見聴取：一般傍聴者5名から発言があった。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・5cm分であれば丹生ダム以外でも可能という説明があったが、7cmまで丹生ダムがなくてもOKだと考えている。河川管理者に質問をして、回答を頂いたが、まともな回答ではなく、私たちの主張が認められたと思っている（参考資料1 No. 601）。次に川上ダムの利水についてだが、利水の代替案の可能性に関する荻野委員の質問に対して流量のデータを出されると思うが、公開してほしい。青蓮寺ダムの特定灌漑用水からの転用について河川管理者から説明があったが、我々も意見を出している（参考資料1 No600、604）。河川管理者の説明に間違いはないが、不足している点がある。農業用水の転用は単純にできないのは確かだが、水利権を余らしている大阪府（約10m³/s）や青蓮寺用水土地改良区（0.3m³//s以上）から転用すれば何の問題もない。また、比奈知ダムに水利権を持つ京都府からの転用も可能だろうし、万が一京都府に余裕がないとしても、大阪市の水利権を転用すればよい。
- ・厚生労働から人口動態統計が示された。この統計を見れば、40年間で6000万人まで半減してしまう懸念を持たざるを得ない。過大投資を避け、将来へのツケが過酷にならないようにするのは、現世代の責任だ。また、伊賀用水は現在の既存自己水源でまかなえるはずだ。川上ダムをつくれれば市民への負担が大きくなってしまう（参考資料1 No599）。伊賀盆地では、中層以下で豊かな水脈を示すところも多いと聞く。気象変動によって集水面積の小さい川上ダムでは利水を担えなくなることも懸念される。
- ・報告資料2「住民と委員との意見交換会の実施報告」のP2の訂正をお願いしたい。箕面市にはダム決定権はない。地元は当初は反対だったが、箕面市長の説得と国交省からの提案（治水・利水への理解、地域活性化）にやむなく従った。訂正して頂きたい。また、意見交換会では、委員会では地元の活性化について審議すべきかどうか、意見が分かれたが、旧法の事情を考慮すべきであり、審議しなければいけない。河川管理者は、委員会に諮問するのを怠っている。そもそもこの時期に流域委員会を設けたことに疑問を持っている。大きな問題のある関東や九州のダムでは、委員会は設けていない。旧法にそった委員会をお願いしたい。
- ・川上ダムの説明資料が不親切。元データを調べるためには膨大な資料の中からさがさなくてはならない。読む側の立場を考えて、資料の中で元データまで説明すべきだ。
- ・審議資料1-6-1「天ヶ瀬ダム再開発の調査検討（とりまとめ）」P10では琵琶湖から放流できる最大量が1500m³/sと書かれているが、大戸川流量がゼロでない限りできない。大戸川流量300m³/sを考慮すると1200m³/sである。河川管理者に確認したにも関わらず、修正されていないのは遺憾だ。それから、宇治発電所や志津川の流量を考慮すれば、天ヶ瀬ダムでは1500m³/s放流はできない。説明不足だ。琵琶湖周辺の浸水被害の対策の検討を引き延ばされていることも許されない。また、審議資料2「住民と委員との意見交換会の実施報告」の他に、意見交換会で配布された意見発表者の意見も配布して頂きたい。
←意見発表者から頂いたご意見は、全委員に配布している。委員会で一般傍聴者に配布するかどうかは検討させて頂きたい（委員長）。

第45回委員会の説明資料より抜粋

■審議資料1-7-7より

第45回委員会では、審議資料1-7-7「川上ダムの三重県利水について」などを用いて河川管理者より川上ダムについて説明がなされた後、委員との意見交換が行われました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

1. 三重県の新規利水の必要性について

三重県伊賀用水供給事業の水需要の精査確認については、昨年12月5日に開かれた第10回ダムWGにおいて「利水についての中間とりまとめ」として説明しています。

(1) 三重県伊賀用水供給事業の見直し

三重県は平成15年度に日最大給水量48,500m³/日を28,750m³/日に減量する見直しを行っています。事業計画の変更にあたっては、三重県公共事業評価審査委員会の審査を受け「事業継続」とされています。

(2) 精査確認の方針

「適正な水需要を決定する」権限は河川管理者にはありませんが、「水需要の抑制」の視点から、三重県の水需要予測を確認し、できるだけ少なく見積もればどのくらいになるか？という視点で検討を行いました。

* 河川管理者の試算

三重県および市町村からのヒアリングや、自己水源・新規工場予定地などの現地調査を行い三重県の水需要予測について確認を行いました。三重県の水需要予測と河川管理者の試算の相違点は以下の通りです。

項目	三重県の予測	河川管理者の試算
①行政区域内人口	国立社会保障人口問題研究所の将来推計値に確実性の高い要因（宅地開発等）を社会増として加算	社会増を加算せず、国立社会保障人口問題研究所の将来推計値をそのまま使用
②生活用一人一日使用水量	過去の実績を踏まえた時系列傾向分析を利用	増加要因として水洗化率の向上のみをカウント
③業務営業用水	過去の実績を踏まえた時系列分析による増量に、確実性の高い要因（既存施設の増量要望、建設中施設の需要）を加算	確実性の高い要因（既存施設の増量要望、建設中施設の需要）のみ（現地調査にて確認）
④負荷率	市町村ごとの異常値を除いた近5か年における最低値について加重平均	近5か年における市町村全体の加重平均値の最低値

結果は、三重県の需要予測値28,566m³/日に対し、河川管理者の試算値は23,440m³/日となり、やはり新たな水源が必要であるとの結論に達しました。

なお、この値は参考値でありこれが適正值だといえるものではありません。あくまでも水需要は三重県が責任を持って決めるべきものです。

2. 代替案の可能性について

(1) 自流入取水の可能性について

三重県の取水地点上流には利水の為の貯留施設はなく、自流入を安定して取水できません。

(2) 青蓮寺ダムの特定灌漑から転用する可能性について

青蓮寺ダムの特定かんがい用水は、農林水産省所轄の事業として青蓮寺ダムに参加しているもので、既存の水田と新規畑地かんがいに補給する農業用水です。

当初許可は昭和50年ですが営農実態の変化により事業計画が変更され平成15年に期別の水量変更がされています。農業用水の場合、作付け形態に応じて期間別に最大取水可能量が設定され、また農地への有効雨量も考慮のうえダムからの補給総量を算定の上で取水可能かが判断されているもので、利水権量（期別の毎秒あたりの最大取水量）で常時取水出来る水量が確保されているものではありません。このため、農業用水から通年安定した取水に必要な上水に転用することは単純には出来ません。

利水権量は1.72～0.1m³/sの範囲で、期間毎に異なる値が設定されており、年間の総量として930万m³/年です。これに対して、平成16年の取水実績は年間の総量として920万m³/年であり、余裕はないと考えます。

(3) 利水者から転用する可能性について

既得利水者から転用を行う場合は、近年の小雨化傾向による水源の供給能力低下を踏まえる必要があります。淀川水系では、現状において、近年1/10規模の渇水に対し、水需要と水供給がバランスした状態となっています。

名張川には室生ダム・青蓮寺ダム・比奈知ダム・高山ダムがありますが、名張川筋や木津川下流部で取水している利水者には、三重県分に転用できる余裕はありません。

高山ダム・青蓮寺ダムには淀川下流部で取水している都市用水が参画しており、個別に見ると余裕のある利水者もありますが、今後とも既得水源を保有する意向と聞いております。

各ダムにおける利水者と取水地点

ダム名	取水地点	利水者名
室生ダム	ダム取水	奈良県
青蓮寺ダム	淀川下流部	阪神水道企業団、大阪府、大阪市、枚方市、守口市、尼崎市
	名張川	名張市
	ダム取水	名張地区特定かんがい用水
比奈知ダム	木津川下流部	京都府、奈良市
	名張川	名張市
高山ダム	淀川下流部	阪神水道企業団、大阪府、大阪市、枚方市、守口市、尼崎市

※特定かんがい用水以外全て水道

■審議資料1-4-5より

第45回委員会では、審議資料1-4-5「琵琶湖水位操作についての意見書 中間とりまとめ（2005年1月22日）」に関する検討などを用いて河川管理者より丹生ダムについて説明がなされた後、委員との意見交換が行われました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

1. 琵琶湖における制限水位について

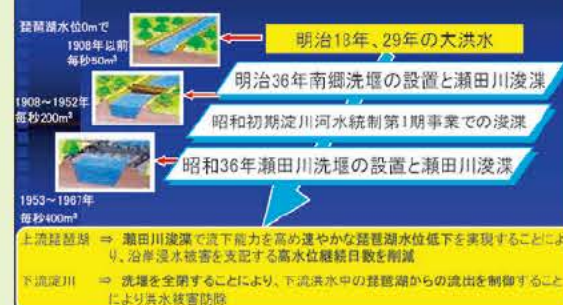
2. 湖岸浸水対応に関する検討

- 2-1 補償について
- 2-2 遊水地整備と地役権設定
- 2-3 保険制度等

1. 琵琶湖における制限水位について

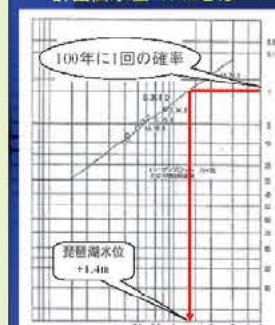
琵琶湖沿岸治水の歴史

洗堰の設置と瀬田川浚渫の組み合わせにより上下流の対立回避。



琵琶湖の計画高水位

計画高水位+1.4mとは

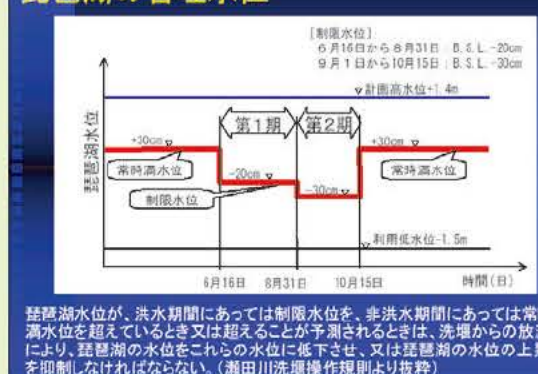


瀬田川洗堰操作規則の制定

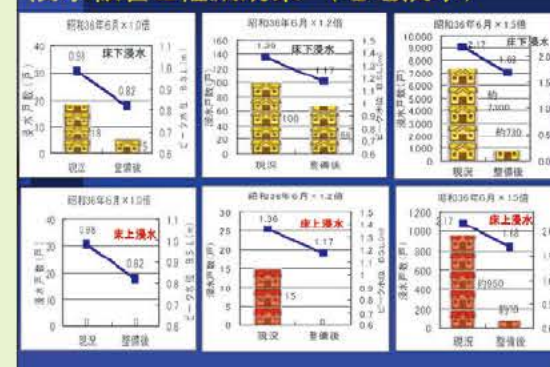
洗堰操作規則は、淀川水系の地勢的特徴を有効に利用して操作ルールが決められています。この際、下記施策の実施が必要となります。



琵琶湖の管理水位



浸水被害と軽減効果（宅地浸水）



滋賀県知事の意見（H4～現在まで）

洗堰操作規則制定に関する意見聴取に対する滋賀県知事の意見（抜粋要約）

- (1)琵琶湖の高水時は洗堰全開が原則。下流のためにやむを得ず全開、放流制限する場合は、その時間を最小限にとどめる。
- (2)琵琶湖の治水事業の効果が十分発揮されるように、瀬田川、宇治川、淀川の流下能力を増大させる。

2. 湖岸浸水対応に関する検討

2-1 補償について

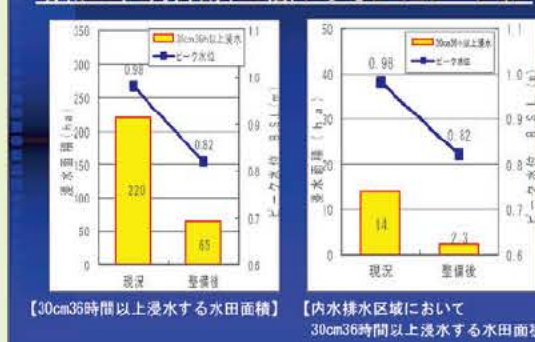
※今回、制度面から一般論として検討を行いました。実際に行うに際しては、自治体、住民等と協議・調整等が必要です。

国等が行う補償について

- 国家賠償とは、道路・河川その他の公の営造物の設置、または管理の瑕疵に起因する損害について、国等が国家賠償法の規定に基づいて行う賠償。
- 事業損失補償とは、公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害等で、当該損害等が、社会通念上受認の限度を超えると認められるものに対する補償。
- 「制限水位を上げるリスク増分に対する補償」については、事業損失補償が適用可能か検討しました。

浸水被害の予測（農地被害）

昭和36年6月降雨(1.0倍)によるシミュレーション



琵琶湖の制限水位（まとめ）

- 現在、琵琶湖沿岸の浸水被害軽減のための対策を推進しています。
- 水位上昇を抑制する対策なしに、制限水位を上げると被害が増大します。
- 従って、琵琶湖の水位上昇を抑制するための対策を行わず、制限水位を変更することは、極めて困難であると考えています。

琵琶湖水位操作についての意見書

中間とりまとめ（2005年1月22日）[抜粋]

- 3 水位操作規則を変更する政策提案とその社会的合意について
- 3-2 洪水リスクの増大に対する経済的補償と農業環境政策、都市計画との連携について
琵琶湖岸では、たとえ計画高水位の+1.4m以下の水位であっても洪水の被害をゼロにはできない。もし水位操作の変更を伴う場合に、補償が必要とされるなら、このリスク増大分に対する補償を想定することが必要である。（略）

事業損失補償について

- 治水に対するリスクを増やし、それを金銭で補償する手法は、河川事業としてなじまない。
- 仮に、事前補償を行うにしても、対象区域・対象者、被害の程度などの把握及び確実な予見が困難であり、公平・公正な補償額の認定が極めて困難です。
- さらに、価値観の多様な何万人もの対象者の同意を得ることは非現実的です。

配付資料リスト

資料リスト		資料請求 No
議事次第		R45-A
報告資料1	前回委員会（2005. 8. 5）以後の会議等の開催経過について	R45-B
報告資料2	「住民と委員との意見交換会」の実施報告	R45-C
審議資料1-1	淀川水系5ダムについての方針（平成17年7月1日付け近畿地方整備局発表）について ※河川管理者提供資料	R45-D
審議資料1-2	淀川水系5ダムについての方針 ※河川管理者提供資料	R45-E
審議資料1-3	淀川水系5ダムについて（調査検討のとりまとめ） ※河川管理者提供資料	R45-F
○審議資料1-4-1	丹生ダムの調査検討（とりまとめ）（8月24日版） ※河川管理者提供資料	R45-G
審議資料1-4-2	丹生ダム建設に伴う自然環境への影響について ※河川管理者提供資料	R45-H
審議資料1-4-3	丹生ダム建設に伴う自然環境への影響について（7月21日版） ※河川管理者提供資料	R45-I
審議資料1-4-4	今回の方針における丹生ダムの運用イメージ ※河川管理者提供資料	R45-J
○審議資料1-4-5	「琵琶湖水位操作についての意見書 中間とりまとめ（2005年1月22日）」に関する検討（8月24日版） ※河川管理者提供資料	R45-K
○審議資料1-4-6	今回の方針における丹生ダムの運用イメージ（補足説明） ※河川管理者提供資料	R45-L
審議資料1-4-7	高時川における治水対策の効果 ※河川管理者提供資料	R45-M
審議資料1-5	大戸川ダムの調査検討（とりまとめ） ※河川管理者提供資料	R45-N
審議資料1-6-1	天ヶ瀬ダム再開発の調査検討（とりまとめ） ※河川管理者提供資料	R45-O
○審議資料1-6-2	塔の島地区の河道整備について・宇治川下流の治水対策について（8月24日版） ※河川管理者提供資料	R45-P
審議資料1-7-1	川上ダムの調査検討（とりまとめ） ※河川管理者提供資料	R45-Q
審議資料1-7-2	川上ダム建設に伴う自然環境への影響について ※河川管理者提供資料	R45-R
審議資料1-7-3	川上ダム建設に伴う自然環境への影響について（7月21日版） ※河川管理者提供資料	R45-S
審議資料1-7-4	岩倉峡部分開削効果の検討 ※河川管理者提供資料	R45-T
審議資料1-7-5	木津川上流上野地区の治水対策概算額および概要図 ※河川管理者提供資料	R45-U
審議資料1-7-6	第43回淀川水系流域委員会（H17. 7. 25開催）における委員からの質問に対する資料 ※河川管理者提供資料	R45-V
○審議資料1-7-7	川上ダムの三重県利水について（8月24日版） ※河川管理者提供資料	R45-W
○審議資料1-7-8	川上ダムについて（補足説明）（8月24日版） ※河川管理者提供資料	R45-X
○審議資料1-7-9	第43回淀川水系流域委員会（H17. 7. 25開催）における委員からの質問に対する資料（8月24日版） ※河川管理者提供資料	R45-Y
審議資料1-8	余野川ダムの調査検討（とりまとめ） ※河川管理者提供資料	R45-Z
審議資料1-9	淀川水系5ダムについての方針に対する各委員からの質問	R45-AA
審議資料1-10	第43回委員会における淀川水系5ダムの方針に関する質疑応答の対比表（第43回委員会 結果概要より対比表部分を抜粋）	R45-AB
審議資料1-11	淀川水系5ダムについての方針に対する委員会見解	R45-AC
審議資料2	委員会意見書とりまとめのためのワーキンググループ設置（案）について	R45-AD
その他資料	委員会の今後のスケジュール	R45-AE
参考資料1	委員および一般からのご意見	R45-AF
参考資料2	淀川水系流域委員会委員長声明	R45-AG
参考資料3	淀川水系5ダムに関する新聞記事（8月6日・8月22日）	R45-AH

注： ○：新たに河川管理者から提供（または修正）のあった資料

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP. 10の「配付資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

委員会 委員リスト

2005. 8. 4現在（五十音順、敬称略）

No.	氏名	対象分野	所 属 等
1	綾 史郎	洪水、高潮・津波	大阪工業大学 教授
2	池淵 周一	水資源・水循環	京都大学防災研究所 教授
3	今本 博健	洪水	京都大学 名誉教授 水工技術研究会 会長
4	江頭 進治	河道形状・土砂移動	立命館大学理工学部 教授
5	岡田 憲夫	事業評価	京都大学防災研究所 教授
6	荻野 芳彦	農業関係	大阪府立大学 名誉教授
7	嘉田 由紀子	地域・まちづくり	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問
8	角野 康郎	植物	神戸大学理学部 教授
9	金盛 弥	洪水	元大阪府副知事
10	川上 聰	住民連携	NPO法人 全国水環境交流会 理事 木津川源流研究所 所長
11	川崎 雅史	景観	京都大学大学院工学研究科 助教授
12	澤井 健二	河川敷・水面利用	摂南大学工学部 教授
13	高田 直俊	洪水、河道形状・土砂移動	大阪市立大学 名誉教授 社団法人 大阪自然環境保全協会 会長
14	田中 真澄	住民連携	岩屋山志明院 住職 鴨川の自然をはぐくむ会 代表 NPO法人 市民環境研究所 副代表
15	千代延 明憲	住民連携	流域住民
16	寺川 庄蔵	住民連携	びわ湖自然環境ネットワーク 代表
17	寺田 武彦	法律	弁護士（元日弁連公害対策委員会委員長） 龍谷大学法学部 教授
18	寺西 俊一	経済	一橋大学大学院経済学研究科 教授
19	戸田 直弘	漁業関係	滋賀県漁業共同組合連合青年会 理事
20	中村 正久	水環境	滋賀大学 環境総合研究センター 教授
21	西野 麻知子	動物	滋賀県琵琶湖・環境科学研究センター 総括研究員
22	本多 孝	住民連携	IPNET-Jインタープリテーションネットワーク・ジャパン 事務局長
23	水山 高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授
24	三田村 緒佐武	生態系、住民連携	滋賀県立大学環境科学部 教授
25	村上 興正	生態系、動物、景観	同志社大学 嘱託講師
26	村上 哲生	水質	名古屋女子大学 教授
27	安田 喜憲	水文化	国際日本文化研究センター 教授兼副所長
28	谷内 茂雄	生態系	総合地球環境学研究所研究部 助教授

これまで開催された会議等について

委 員 会		琵琶湖部会		淀 川 部 会		猪 名 川 部 会	
第1回 ～第6回	平成13年開催	第1回 ～第8回	平成13年開催	第1回 ～第10回	平成13年開催	第1回 ～第6回	平成13年開催
第7回 ～第15回	平成14年開催	第9回 ～第20回	平成14年開催	第11回 ～第20回	平成14年開催	第7回 ～第17回	平成14年開催
第16回 ～第27回	平成15年開催	第21回 ～第27回	平成15年開催	第21回 ～第23回	平成15年開催	第18回 ～第20回	平成15年開催
第28回	H16/2/26 (木)	第28回	H16/10/13 (水)	第24回	H16/8/25 (水)	第21回	H16/9/1 (水)
第29回	H16/5/8 (土)	第29回	H16/11/8 (月)	第25回	H16/9/17 (金)	第22回	H16/10/21 (木)
第30回	H16/6/22 (火)	第30回	H16/12/15 (水)	第26回	H16/10/19 (火)	第23回	H16/11/2 (火)
第31回	H16/7/29 (木)	第31回	H17/1/8 (土)	第27回	H16/11/30 (火)	第24回	H16/12/3 (金)
第32回	H16/8/24 (火)	第32回	H17/4/13 (水)	第28回	H16/12/18 (土)	第25回	H16/12/23 (木)
第33回	H16/9/29 (水)	第33回	H17/8/17 (水)	第29回	H17/4/11 (月)	第26回	H17/4/14 (木)
第34回	H16/10/25 (月)	木 津 川 上 流 部 会		第30回	H17/8/22 (月)	第27回	H17/8/18 (木)
第35回	H16/11/16 (火)	第1回	H17/4/20 (水)	ダ ム W G		第1回	H16/8/7 (土)
第36回	H16/12/20 (月)	第2回	H17/8/20 (土)	第1回	H16/7/11 (日)	第2回	H16/9/11 (土)
第37回	H17/1/11 (火)	環 境 ・ 利 用 部 会		第2回	H16/7/18 (日)	第3回	H16/11/8 (月)
第38回	H17/1/22 (土)	第1回 ～第7回	平成15年開催	第3回	H16/7/25 (日)	川 上 ダ ム サ ブ W G	
第39回	H17/2/5 (土)	治 水 部 会		第4回	H16/8/19 (木)	第1回	H16/8/3 (火)
第40回	H17/3/14 (月)	第1回 ～第6回	平成15年開催	第5回	H16/9/23 (木)	第2回	H16/9/3 (金)
第41回	H17/5/17 (火)	利 水 ・ 水 需 要 管 理 部 会 (旧 利 水 部 会)		第6回	H16/10/4 (月)	余 野 川 ダ ム サ ブ W G	
第42回	H17/7/21 (木)	第1回 ～第5回	平成15年開催	第7回	H16/10/18 (月)	第1回	H16/8/11 (水)
第43回	H17/7/25 (月)	第6回	H17/4/24 (日)	第8回	H16/11/10 (水)	第2回	H16/9/22 (水)
第44回	H17/8/5 (金)	住 民 参 加 部 会		第9回	H16/12/1 (水)	水 位 操 作 W G	
そ の 他	設立会 発足会 第1回 合同懇談会	第1回 ～第7回	平成15年開催	第10回	H16/12/5 (日)	第1回	H17/6/29 (水)
	第1回合同勉強会 シンポジウム 拡大委員会 提言説明会	第8回	H17/4/24 (日)	大戸川、天瀬ダム意見交換			
	しっかりしてや！！ 流域委員会	平成13年開催		丹生ダム意見交換会			
	ファシリテーターとの検討会	平成14年開催		住民の意見を聞く会			
		平成15年開催		住民と委員との意見交換会(丹生ダム)			
		H16/2/28 (土)		住民と委員との意見交換会(余野川ダム)			
		H16/5/15 (土)		住民と委員との意見交換会(川上ダム)			
				住民と委員との意見交換会(大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発)			

配付資料及び意見書の閲覧・入手方法

以下の方法で資料及び意見書を閲覧、または入手することができます。ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページによる閲覧

配付資料及び意見書は、ホームページで公開しております。

郵 送

郵送による配付資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。（希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。）ご希望の方は、FAXまたは郵送、E-mailで庶務までお申し込みください。

閲 覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

「意見書」の入手

意見書の送付を希望される方は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号と「意見書希望」を明記のうえ、下記までご連絡ください。

※頂いた個人情報については、上記資料及び意見書の送付のみに使用させていただきます。

ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。

ホームページ、E-mailまたはFAXにてお寄せ下さい。

※氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、下記までお寄せ下さい。

※寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

※ご意見を公表する場合には、団体・会社名（または居住地）とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。

※ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。

■ホームページ <http://www.yodoriver.org>

■E-mail yodogawa@gene.mizuho-ir.co.jp

■TEL 06-6222-5870

■FAX 06-6222-5871

淀川水系流域委員会 庶務
みずほ情報総研（株）



淀川水系流域委員会 委員会ニュース No.45

2005年9月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

みずほ情報総研 株式会社

.....
研究員：吉岡、篠田、鈴木、熊谷、松本
事務担当：山根

〒541-0042 大阪市中央区今橋4-2-1（大阪富士ビル8階）

TEL: (06) 6222-5870 FAX: (06) 6222-5871

E - mail : yodogawa@gene.mizuho-ir.co.jp

●流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

◆ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局／淀川河川事務所／琵琶湖河川事務所／大戸川ダム工事事務所／淀川ダム統合管理事務所／猪名川河川事務所／猪名川総合開発工事事務所／木津川上流河川事務所／水資源機構 関西支社／滋賀県 土木交通部河港課／京都府 土木建築部河川計画室／大阪府 土木部河川室／兵庫県 土木局河川計画課／奈良県 土木部河川課／三重県 伊賀県民局 等

*ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。